

# 事業継続特別支援金

に関するお知らせ（8月25日時点版）

## 事業継続特別支援金とは？

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業や営業時間の短縮、外出自粛等の要請により影響を受けた市内事業者の皆様に、事業継続の一助としていただくための、

**事業全般に広く使える支援金**です。※1

## 支援金額（申請は1回のみ）

法人は **20万円**

個人事業主は **10万円**

## 対象者（①から③のすべてに該当する方）

- ① 倉敷市内に主たる事業所を有する法人・個人事業主  
令和3年1月1日時点で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思がある方
- ② 令和3年1月以降の他県を含む緊急事態措置・まん延防止等重点措置による影響を受けた方  
（岡山県の休業・時短営業要請を受けて協力金の対象となる方を除く）
- ③ 令和3年1月から9月までのいずれかの月（対象月）の売上高が、令和元年（平成31年）又は令和2年の同月（比較月）と比べて30%以上減少した方※2、3

※1 国の一時支援金・月次支援金又は岡山県の一時的支援金との併給が可能です。

※2 対象月の売上高を示す帳簿の写しと、比較月を含む年の確定申告書類等が必要です。（令和元年10月1日以降に創業した場合は、特例措置あり）

※3 比較月の属する事業年度における月平均売上高が支援金額（法人:20万円、個人事業主:10万円）に満たない場合は、本制度の対象となりません。

申請方法など、詳しくは中面、裏面をご確認ください。➡

<お問合せ> 倉敷市事業継続支援室

倉敷市事業継続特別支援金

コールセンター：086-426-3050 受付時間：平日9時から17時

# 支援金の申請要件等

## 申請の前に

● 次の項目全てに該当する方は、支援金を申請いただけます。

□ 中小企業者等であること（資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模）

主たる事業の業種	中小企業者等	
	資本金の額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他業種（下3業種除く。）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

□ 市内の法人又は個人事業主であること

**対象とならない方**

- 法人税法別表第一に規定する公共法人
- 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行わない公益法人等（特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等）
- 任意団体
- 政治団体
- 宗教上の組織又は団体
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

□ 県の時短要請協力金及び大規模集客施設協力金の対象でないこと

**休業・時短営業要請を受けた以下の方（協力要請に応じない者を含む）は本支援金の対象外**

- 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）
- 遊興施設（接待を伴う飲食店等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗）
- 結婚式場
- 大規模集客施設（床面積が1,000㎡超）※同施設内のテナントを含む

□ 緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響による売上減少要件を満たすこと  
上記措置以外の影響や季節性がある事業の閑散期によるものは本支援金の対象外

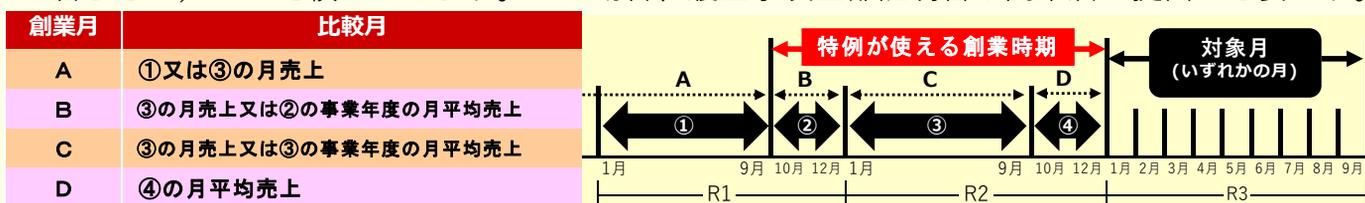
□ 月平均売上が支援金額（法人：20万円、個人事業主：10万円）以上であること

□ 業種別ガイドラインに沿って感染予防対策を実施していること

## 創業者に係る特例措置 ※1ページ下部「※3」を参照

● 売上高30%以上の減少要件に関して、以下の特例を設けています。

令和元年10月1日以降に創業された方は、創業した月が属する事業年度の月平均（対象月を含まない）との比較ができます。この場合、履歴事項全部証明書や開業届の提出が必要です。





# 申請書類の提出方法

**申請書に必要事項を記載**し、必要書類（3ページ参照）を添付して期限内に提出してください（**1事業者1回のみ**）。

!

- 申請期限は **令和3年11月30日（火）** です。
- 申請書は、倉敷市事業継続支援室のホームページ、市役所又は市内の各商工会議所・商工会窓口で入手いただけます。
- 申請書類に不備があると、内容確認等に時間がかかります。必ず事前に、「よくあるご質問」等で詳細をご確認ください。

郵送・窓口

※感染症拡大防止のため**原則郵送**での提出をお願いします。



## ● 郵送で提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。  
郵送料は申請者の負担となります。

【郵送先】〒710-8565 倉敷市西中新田640

倉敷市事業継続支援室

※「**支援金申請書在中**」と朱書きしてください。

## ● 窓口へ提出する場合

申請書類一式を封筒に入れて、本庁及び各支所設置の受付BOXに投函してください。

【提出窓口】総合案内（本庁1階）

児島・玉島・水島・真備支所産業課

【受付時間】平日9時から17時まで

!



## ● 支援金の不正受給は犯罪です！

県の協力金との併給等、虚偽申請による不正受給が発覚した場合は、支援金の全額返還を求めます。くれぐれも適正な申請をお願いします。

## ● 倉敷市を装った詐欺にご注意ください！

市職員が申請者を訪問する、通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは絶対にありません。